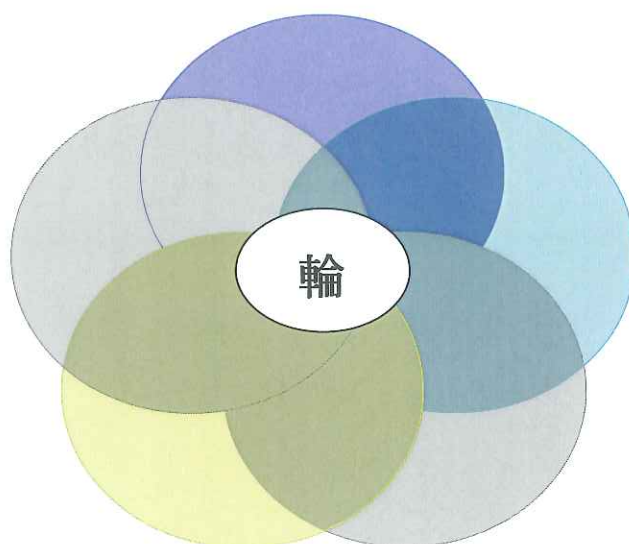


地域福祉活動計画

2016

平成28年度 ～ 平成32年度（5カ年計画）

--- さらに信頼される社協を目指して ---



平成28年5月
社会福祉法人 遠野市社会福祉協議会

遠野市社会福祉協議会 地域福祉活動計画 2016
--- さらに信頼される社協を目指して ---

— 目 次 —

◎ 地地域福祉活動計画の体系図と方向性

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 第3期地域福祉計画の方向	
2 計画策定の趣旨	
3 計画の期間	
4 計画策定における社協の役割	
5 遠野市地域福祉計画との連携	
第2章 地域福祉活動の現状と課題について・・・・・・・・・・・・	5
1 第2期地域福祉活動計画の評価及び課題	
2 地域福祉の現状と課題	
(1) 地域福祉懇談会の結果	
(2) 懇談会から見えた遠野市の福祉課題	
第3章 第3期地域福祉計画 2016 がめざすもの・・・・・・・・・・・・	9
1 地域福祉活動圏域の設定における推進体制	
2 圏域における生活支援の取り組み	
3 重点目標ごとの推進	
重点目標1 地域福祉活動の推進	
重点目標2 ボランティア活動及び育成の推進	
重点目標3 相談支援活動の充実	
重点目標4 在宅生活支援サービスの充実	
重点目標5 組織・推進基盤の確立	
第4章 重点目標の事業実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第5章 計画の推進・進行管理、評価について・・・・・・・・・・・・	23
資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
1 計画策定の経過	
2 職員ワーキングにおける地域福祉の課題	
3 福祉懇談会の意見・要望	
4 社会福祉協議会の組織・事業概要	

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって

はじめに

生活困窮など福祉が抱える課題やニーズの多様化に伴い、当会は地域福祉を推進する中核団体として、さらなる具体的な地域福祉の支援策を進める必要があります。

当会の活動財源は、住民の皆さまからの会費や善意による赤い羽根共同募金・寄付金、行政からの補助金・委託金等に支えられています。又、介護保険事業は、サービス事業者としてその事業収入で運営するとともに、その収益は、地域福祉事業にも還元して参りましたが、財源的には行政からの支援が必要となっています。

第3期計画策定に向けて私たち社協は、地域の方々やボランティアに支えていただきながら、保健・医療・福祉・教育などの関係者や行政機関の協力を得て、更なる「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指し、多様化する福祉問題や生活課題の解決に対応するため、遠野市が策定した地域福祉計画と連動し、『第3期地域福祉活動計画』を策定いたします。

【地域福祉活動計画の過去の計画期間】

- ・第1期地域福祉活動計画 平成20年7月から平成25年3月 5ヵ年計画
- ・第2期地域福祉活動計画 平成25年7月から平成28年3月 3ヵ年計画

1 第3期地域福祉活動計画の方向

第3期活動計画では、単純に社協がこれまで行ってきた事業や取り組みを継続するのではなく、地域の方々のニーズや優先度を考え新規事業の創設や継続事業の拡大、あるいは縮小・廃止を含め計画期間において実施します。

また、福祉課題や解決への取り組みについては、活動圏域の整備により「社協が行うこと」だけでなく、「地域の皆様が行うこと」、「行政が行うこと」、「関係者協働で行うこと」を整理し、地域の特性に応じて、地域関係者とともに福祉課題の解決に向けた取り組みを具体化する計画とします。

2 計画策定の趣旨

- (1) 地域住民にある福祉問題や課題を解決することを目的として、住民・小地域福祉活動・在宅福祉サービスなどの福祉活動の具体的な内容を定めます。
- (2) 地域福祉の中核団体である社会福祉協議会が地域住民や関係団体と役割分担を図りながら目指す目標や行動指針を示し取り組みへの支援を実行します。

連携

「遠野市地域福祉計画」との整合を図りながら相互に連携して進めます。

3 計画の期間

平成28年4月から平成32年3月までの5ヵ年計画

4 計画策定における社協の役割

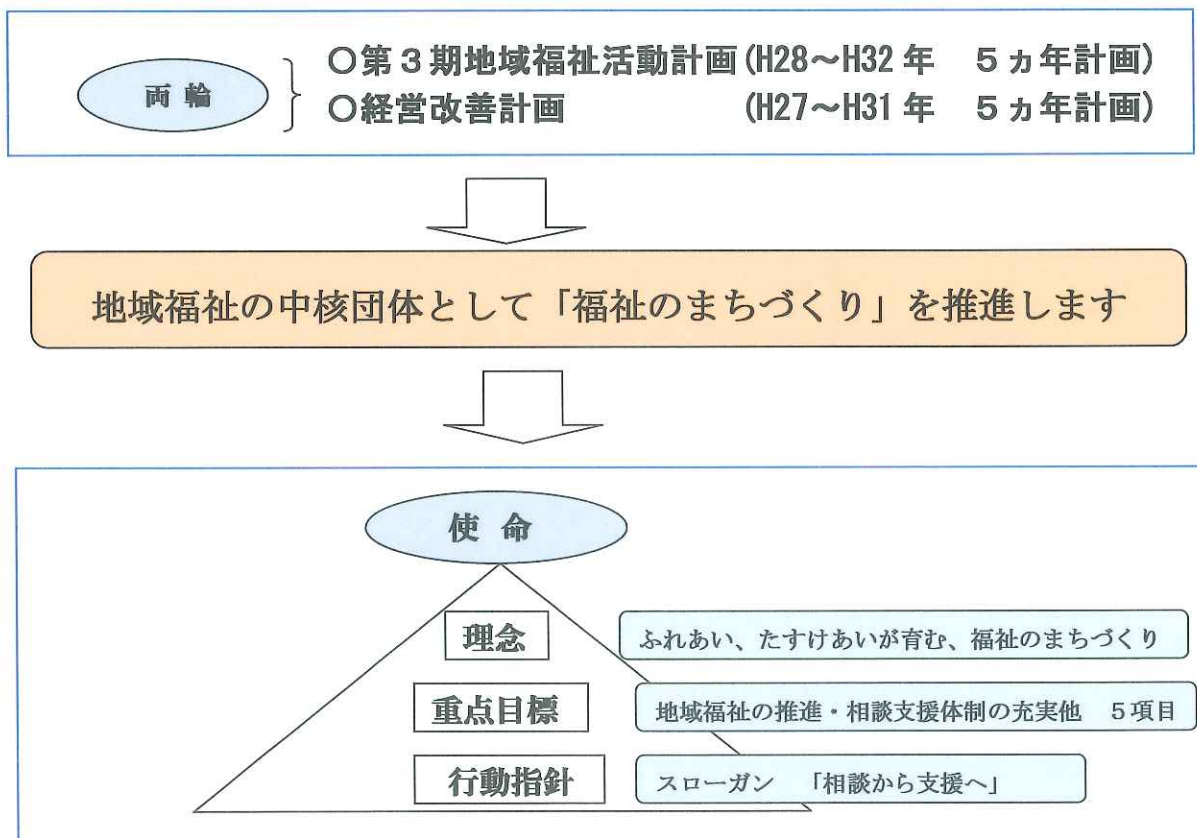
(1) 経営改善計画との関係

平成 27 年に 5 カ年計画である「経営改善計画」を策定し、これからの当協議会の組織、事業、財政基盤の確立について、職員のワーキングで検討した課題を含め実践しているところであります。

第 3 期計画実施の牽引役として使命を果たすためには、相当の人員配置、事業・施設・設備等への財源が伴うため、社会福祉協議会の既存事業の見直しや人員確保・財源の安定確保が不可欠となります。

よって「地域福祉活動計画」と「経営改善計画」が車の両輪として機能することで、当協議会が地域福祉の推進の中心的な役割を担う団体としての使命を果たしていきます。

◇ 全体のイメージ



(2) 計画の基本理念

「ふれあい、たすけあいが育む、安心な福祉のまちづくり」



(3) 基本目標

- ① 市民参加・協働による福祉社会の実現
- ② 利用者本位の福祉サービスの実現
- ③ 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- ④ ニーズに基づく先駆的な取組みへのたゆみない挑戦

(4) 行動指針

《スローガン》 相談から支援へ（地域住民の支えあい活動への支援）

(5) 重点目標

全社協の「社協・生活支援活動強化方針」では、社協の使命として生活課題への対応及び相談・支援機能等の充実が示されております。従来の地域福祉事業を推進するとともに社協の使命を認識し、次の5つの部門を柱として取り組みます。

- ① 地域福祉活動の推進
- ② ボランティア活動及び育成の推進
- ③ 相談支援体制の充実
- ④ 在宅福祉サービス(介護保険事業)の充実
- ⑤ 組織・財政基盤の確立

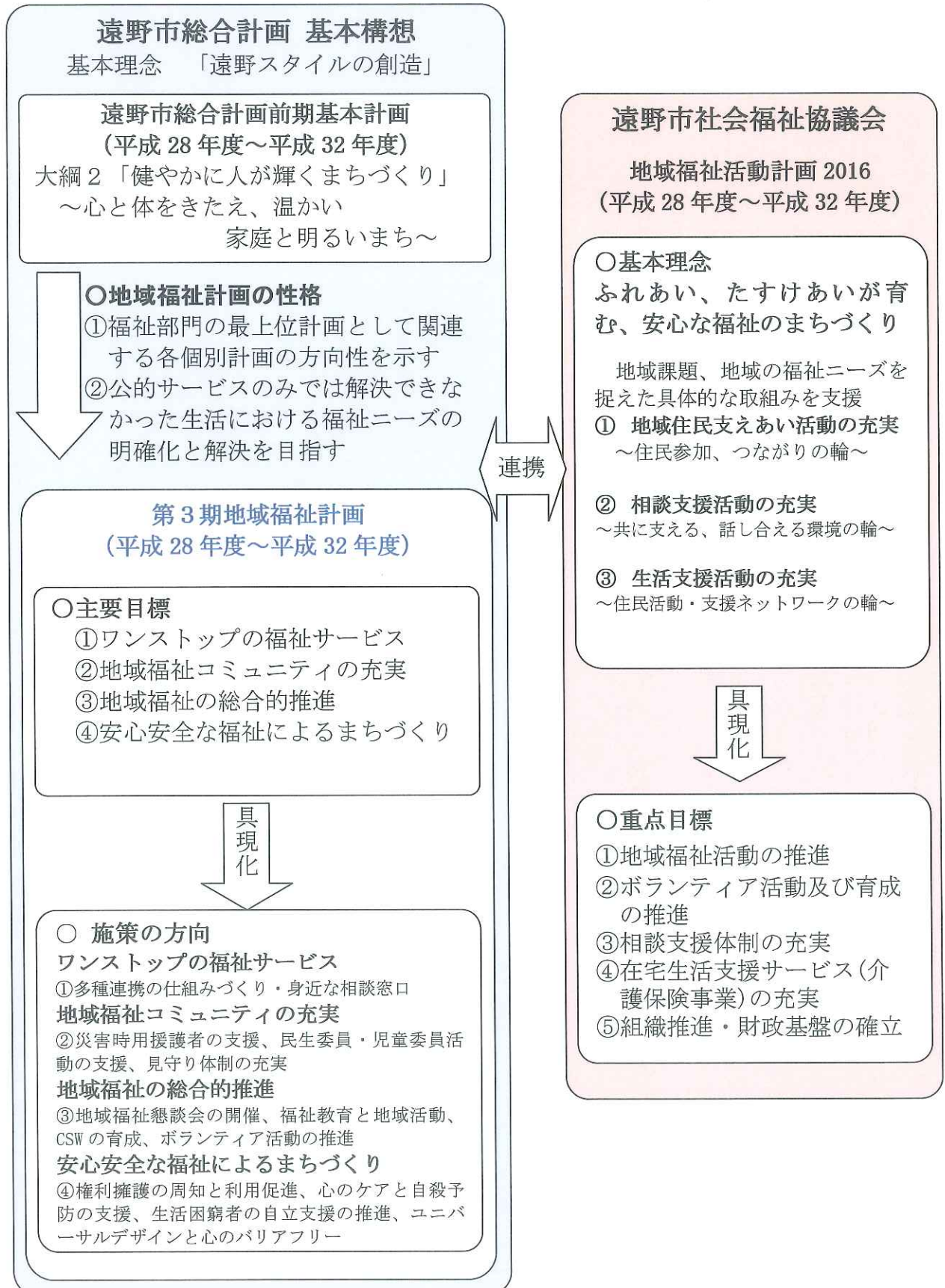
(6) 活動の原則

◇5つの活動原則に基づき地域の特性を生かした地域福祉を市民と協働で推進します。

活動の原則	職員の心得
住民ニーズ基本の原則	私たちは、市民が求めているものを感じとります。
住民活動主体の原則	私たちは、市民の自主性を尊重し、主体的な取り組みを支援します。
民間性の原則	私たちは、制度の枠にとらわれなくて、柔軟に、かつ迅速に、行動します、
公私協働の原則	私たちは、市民と力を合わせ福祉課題に取り組みます。
専門性の原則	私たちは、市民のために、専門的知識、技術、能力を高めま

5 遠野市地域福祉計画との関係性

遠野市社協が策定する第3期地域福祉計画は、行政計画である地域福祉計画と車の両輪の関係で、一体的に地域福祉を推進します。



第2章 地域福祉活動の現状と課題について

1 第2期地域福祉活動計画の評価及び課題

第2期地域福祉計画では、基本理念「ふれあい、たすけあいが育む、安心な福祉のまちづくり」と同様に前期「地域福祉活動計画」を踏襲しながらも、5つの基本目標のもと具体的な取り組みを位置づけ、平成25年度から平成27年度までの3年間計画として取り組みました。

第2期計画では、遠野市の福祉課題でもある「足・食・安否」を重点課題とし、地域福祉懇談会の意見・要望に対応した事業展開しました。

なお、新規の生活困窮者自立支援事業、地域活動支援センターの利用者の増加など各事業において一定の成果は見られたものの、毎年の事業評価、検証が十分でなかったため、次年度の事業計画に反映しなかった部分があったと反省しております。なお、この反省は事業別で第3期計画に活かしていきます。

(方向性については、第4章 重点目標の事業実施計画を参照)

(1) 第2期計画での「足・食・安否」に対する評価と今後の方向

懇談会では遠野市においても一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加に伴い、家族の支援が受けられない又は地理的に困難なため通院・買い物・除雪など困難な世帯が増加しております。社協では配食サービスの充実、緊急安心箱の継続及び買い物困難者の実態調査の実施など地域の支え合いの仕組みづくりと課題に向けた生活支援のサービスに取り組みました。

なお、第3期も「足・食・安否」は遠野市全域の高齢者等の生活課題として捉え継続し行政及び地域住民の皆様と一体となり実践していきます。

足・食・安否の現状	課題及び評価・方向性
<p>足(交通弱者への対応)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ニコニコバス ・デマンド交通 ・福祉有償運送 ・買い物バス ・福祉タクシー券 </div> <p style="text-align: right; margin-right: 10px;">資源</p>	<p>① 要援護者の受診等の手段として、本人及びその家族の身体的・精神的負担の軽減と日常生活の不便解消を図ることを目的に自主事業の移送サービス等を継続しました。</p> <p>② 市受託事業の外出支援サービス事業については、市内に限定されることから、社協自主事業として市外も対応する移送サービス事業を継続し、外出支援サービス事業では対象とならない方を対象として、公共機関での諸手続き・買い物や市外への送迎などの対応を行いました。なお、今後料金体制の見直し及び市受託事業との統合を検討します。</p>
<p>食(買い物弱者への対応)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・配食サービス ・移動販売車 ・食材宅配サービス ・買い物ボランティア ・イドスク ・移動販売 </div> <p style="text-align: right; margin-right: 10px;">資源</p>	<p>① 「食」の自立支援事業(市受託)・在宅支援食事サービス事業(社協単独)を通して調理が困難な高齢者等に対して、遠野町・綾織町・松崎町は週3回、その他5地区については週1回、ボランティアグループほのぼの会の協力により定期的に食事の提供と利用者の安否確認を継続しました。なお、28年度より利用者ニーズに対応し上郷町・青笹町・小友町を新たに週2回に拡大しました。なお、市受託事業との統合を検討していきます。</p> <p>② 日常の買い物が困難な「買い物難民」が全国で深刻な</p>

	<p>問題となっていることから 27 年度からモデル地区を設定し実践しました。また、市内の買い物難民を把握するため民生児童委員の協力を得て実態調査を行ないました。予想より少ない数となりましたが、今後多くの買い物弱者予備軍の高齢者が予想されることから、引き続き資源を活用した対応を遠野市及び関係機関と検討します。</p>
<p>安否(見守り体制の充実)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者避難支援プラン ・緊急安心箱 ・ライフライン事業者による見守り支援 ・民生児童委員、老人クラブ等による見守り </div> <p style="text-align: right; margin-right: 10px;">資源</p>	<p>① 緊急安心箱の配布を継続しましたが、PR 不足と民生児童委員との連携の部分で新規対象者への配布が十分ではありませんでした。28 年度以降は定例民児協の定例会に参加し、遠野市担当課との連携することとしています。</p> <p>② 要援護者の日常の見守りについては、在宅介護支援センター職員、地区関係者との情報を密にし見守り体制の充実を図ります。</p> <p>③ 福祉避難所の運営については、マニュアルに基づく訓練を実施するなど緊急時への備えを確立します。</p>

(2) 重点目標別の成果・評価及び課題

① 地域福祉活動の推進

地域福祉推進の中核的な組織として地域福祉事業と介護保険事業を両輪とし、「地域福祉活動計画 2013」を地域実践する社協 11 支部を地域の福祉活動の推進役とし、民生児童委員協議会や自治会等との連携のもと、小地域福祉活動やふれあい・いきいきサロン事業の拡大、新規の生活困窮者自立支援事業、地域活動支援センターの利用者の増加など各事業において一定の成果がありました。

また、課題である事業の充実を図るため、27 年度には整備できなかった地区担当制については、支部社協と連携し地域住民同士のネットワークづくりや地域の主体的な活動を支援できるよう体制整備を図ることとします。

② ボランティア活動及び育成の推進

ボランティア・市民交流サロン「ちょボラ」内にあるボランティア活動センターを中心に、多様化する福祉課題の解決に向け、制度の狭間にある困りごとを解決するための生活支援ボランティアを地域住民と共に考え開発が必要となっています。

③ 障がい者支援の推進

ア 地域活動支援センター「カムカム」の利用者拡大に伴い適切な対応への体制整備について検討が必要になっています。また、障がいがあっても安心して生活が出来る地域を目指し、当事者や家族の意見・希望を受け止め必要な資源開発に向け協働して取り組むこととします。

イ 岩手県社協の受託として「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」に基づき、障がい者の初期相談対応を継続していきます。

④ 相談支援体制の充実

市民の多岐に亘る相談に対応するため、各種相談事業（心配ごと相談・貸付相談）及び日常生活自立支援事業等担当職員の資質向上に努めるとともに、

在宅介護支援センターを中心とした相談支援体制の構築を図りました。

また、従来からの相談事業と 27 年度より実施している生活困窮自立支援事業とが連動し相談解決に繋がりました。

⑤ 在宅福祉サービス(在宅・介護保険事業)の充実

ア 27 年度のショートステイ利用者数も安定し在宅介護者の介護軽減につながりました。よって、継続して在宅介護者の介護負担を減らすよう努めます。

イ 市民の皆さんに納得いただけるサービスを提供するため、介護の専門職としてのサービス技術等の向上に努めるとともに、事業所目標に基づき質の高いサービスの提供を行いました。

ウ 域包括支援センターへ主任介護支援専門員の派遣の必要性については 28 年度に行政と検討します。

⑥ 組織・財政基盤の確立

平成 27 年度に策定した 5 ヶ年計画の経営改善計画に基づき、将来に向け安定した域福祉及び介護保険事業のサービス提供を推進するため、計画的に取り組みました。

2 地域福祉の現状と課題

(1) 地域福祉懇談会の結果

市と社会福祉協議会の共同で『支援を必要とする人への総合的な相談、情報提供の体制と整備』をメインテーマに地域福祉懇談会を各地で開催しました。(意見・要望は資料編参照)

① 支部単位

○開催地区等区	会 場	月 日	参加者数
松崎町	松崎地区センター	11月19日(木)	39
小友町	小友地区センター	11月24日(火)	23
附馬牛町	附馬牛地区センター	11月25日(水)	19
宮守町	宮守健康管理センター	11月30日(月)	15
綾織町	綾織地区センター	12月3日(木)	18
土淵町	土淵地区センター	12月3日(木)	29
遠野	とびあ庁舎	12月4日(金)	25
上郷町	上郷地区センター	12月7日(月)	42
青笹町	青笹地区センター	12月14日(月)	15

○意見・提言・質問の概要内容		件 数
1	困りごと相談員・ボランティアの配置要望について	17
2	民生委員の負担軽減等について	3
3	災害時の高齢者等への支援について	13
4	個人情報保護と見守り支援について	9
5	在宅福祉の充実について	4
6	障がい者の支援について	3

7	フードバンク事業について	6
8	各種相談先の周知について	4
9	介護保険・施設の拡充について	5
10	サロン事業の拡充について	5
11	赤い羽根・歳末たすけあい共同募金について	2
12	除雪対策について	4
13	生活困窮者対策の充実について	6
14	認知症対策について	4
15	少子化対策について	5
16	地域づくりについて	2
17	その他	2 3

② 福祉施設・福祉団体等懇談会

市と社会福祉協議会の共同で平成28年1月27日（水）に遠野健康福祉の里研修ホールにて市内福祉施設・福祉関係団体等懇談会を開催しました。

○意見・提言・質問の概要内容	
1	ボランティア団体として取り組むこと
2	地域福祉活動コーディネーターの配置目的
3	地域住民との対話と地域づくり（地区センター）
4	介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業の進捗状況について
5	認知症の予防対策について
6	施設での看取りについて
7	社会福祉法人として取り組むこと

(2) 懇談会から見た遠野市の福祉課題

懇談会の意見・要望から導きだされた、地域の福祉課題として次の5項目にまとめました。

懇談会の結果から地域の支え合い活動の仕組みづくりとそれをコーディネートする人材が重要であります。28年度から遠野市の地域福祉計画と連携し、方向性の実現について段階的に取り組みます。

(社協の具体的取り組みは次の第3章を参照)

1. 困ったときの相談場所が身近にあり、必要な相談・支援を受けられる体制の整備
2. 情報の共有と組織間の連携づくり
3. 地域で支えあう仕組みづくりとそれをコーディネートする人材配置
4. 災害(非常事態)が発生しても対応できる仕組みづくり
5. 地域住民同士の日頃のつながりの強化

第3章 第3期地域福祉計画 2016 がめざすもの

1 地域福祉活動圏域の設定における推進体制

(1) 地域福祉活動圏域の設定

社協重点目標及び懇談会等の意見・要望から導きだされた地域の福祉課題の解決に向け、地域に密着した福祉活動が展開できるよう活動圏域を設定し、社会福祉協議会の地区担当制を整備し、将来に向けては11地区への地域福祉コーディネーターの配置(CSW)に向け検討します。

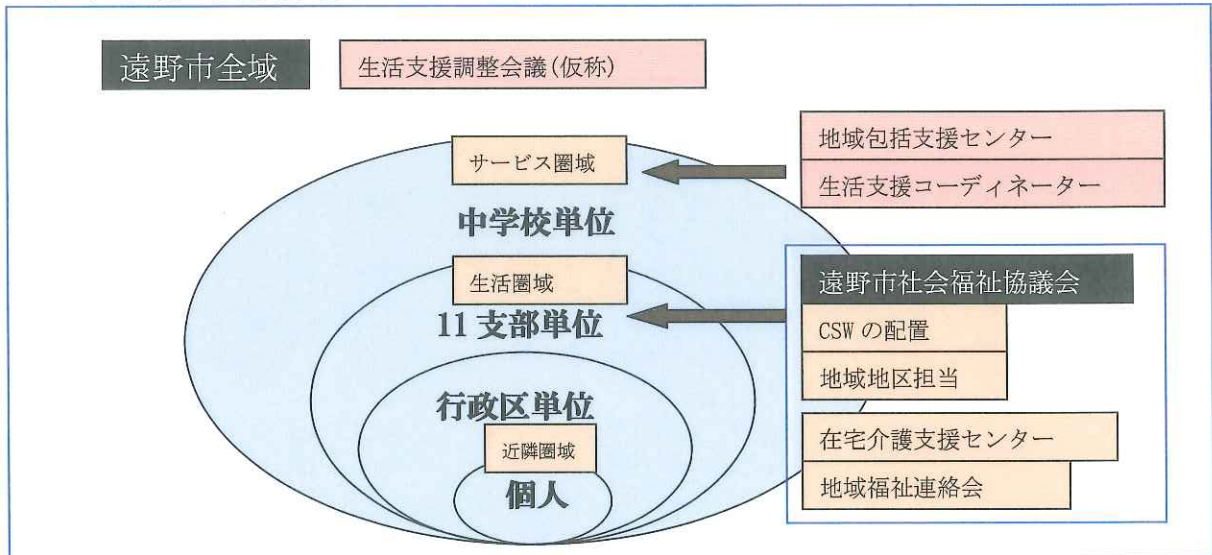
なお、計画推進にあたり、地域課題の解決に向けては、課題の内容等により重層的に取り組むこととし、圏域を超えたネットワークの構築を含め地域住民、ボランティア、施設や事業所、社会福祉協議会、福祉関係団体、行政などそれぞれの主体が、どのように進めるのかを明らかにし、協働して進める体制を遠野市と連携し構築します。

～みんなの活動を、11地区で展開します～ 地域の関係組織、地域活動の担い手の協働関係の構築

	第1層 市民 (個人、家族)	第2層 小地域 (行政区単位)	第3層 11地区圏域 (支部単位)	第4層 地域福祉活動圏域 (中学校単位)	第5層 全域 (遠野市全域)
活動拠点	・家庭、世帯	・公民館、空家等	・支部社協、地区センター、公民館、福祉施設など	【東地区】 【中地区】 【西地区】	・市及び市社協
取り組み内容	・身近なボランティア活動への参加 ・家庭における福祉教育の取り組み ・地域福祉活動の周知	・地域内関係者のネットワークづくり ・自治会部活動 ・小地域ネットワーク活動 ・見守り、支えあい活動 ・ふれあいサロン活動	・関係者のネットワークづくり ・支部社協活動 ・地域の実情に応じた取組み	・関係者のネットワークづくり ・総合相談窓口 ・支部社協活動、地域推進団体等の推進	・全市的な関係者のネットワークづくり ・全市的な普及啓発稼働の推進 ・広域事業、広域活動の推進 ・その他全市的取組み
担い手	家族・個人	近隣住民 自治会、民生児童委員	住民、ボランティア、支部社協組織 地区センター、地連協、民生児童委員、地域福祉活動コーディネーター 当事者(婦人会、老人クラブ、子ども会など)	市役所支所 在宅介護支援センター 生活支援コーディネーター 支部社協、民生児童委員、在宅介護支援センター、関係団体(福祉施設、医療機関など)、関連分野(学校、PTA、企業、青年団体など)	市役所、市社協 専門相談機関 住民自治組織 市民活動団体 当事者団体(福祉団体、保健、医療、教育等の関係者) ボランティア団体、関連分野団体(消防、警察など)

2 圏域における生活支援の取り組み

(1) 社協の支援体制



(2) 取り組みに向けたスケジュール

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
CSW の配置 (検討・実施)				
地区担当制の試行 地域福祉連絡会の設置 地域実態の把握 個別課題の把握	地区担制の組織化		地区担当制の展開 生活支援コーディネーターの配置	
○遠野市全体の生活支援調整会議(仮称)の設置を遠野市と検討 ○地域福祉連絡会の設置				

(3) 地域福祉連絡会の設置

支部社協が中心となり小地域福祉活動を推進するため、生活困窮者対策、高齢者の見守り支援、買い物弱者支援、交通弱者支援、スノーバスターズの事業支援等を地域と社協が一体となって連携・協力して実施していくことを目的として(仮称)福祉連絡会を設置し、住民が自発的に福祉のまちづくりに参加する体制を一緒に考える福祉連絡会(話し合う場・実践への対応)の設置に向け検討します。

なお、構成員は、支部三役、在介相談員、社協地区担当、民生児童委員、区長等を予定し、モデル支部を選定し実施することとします。

2 重点目標ごとの推進

(実施事業計画は、第4章を参照)

重点目標1 地域福祉活動の推進

【取り組み】 =住民参加の輪を広げよう=

- ① 社協支部活動の充実
 - ア 社協支部における小地域福祉活動の充実
 - イ 社協支部への支援強化
 - ウ 地域福祉懇談会の開催
 - エ 地区センターとの連携
- ② 地域の見守り・援助体制の強化
 - ア ふれあい・いきいきサロン事業への支援
 - イ 配食サービスの拡充
 - ウ 一人暮らし高齢者交流会の推進
 - エ 災害時要援護者避難支援プランとの連携
 - オ 民児協との連携
 - カ 緊急安心箱の継続配置
 - キ 災害見舞金の支給
 - ク 歳末助け合い共同募金配分金の継続
- ③ 生活困窮者・低所得世帯への自立支援の推進
 - ア 生活困窮者の自立支援事業の推進
 - イ 資金貸付相談
 - ウ 現物給付事業の充実

重点目標2 ボランティア活動及び育成の推進

【取り組み】 =ボランティアの輪を広げよう=

- ① ボランティア活動センターの機能強化
 - ア ボランティア活動センター機能の充実
 - イ 地域の福祉課題対応へのボランティア開発
- ② ボランティア団体の育成支援
 - ア 各種ボランティア講座の実施
 - イ 遠野市ボランティア連絡協議会の運営支援
 - ウ 団体への運営支援
 - エ ボランティア活動保険料の一部負担見直し
 - オ 福祉団体等研修活動促進支援事業の継続
- ③ 福祉教育と地域活動との連携
 - ア 小中学校での福祉教育の推進
 - イ 24時間テレビ協賛支援の継続
- ④ 災害ボランティア活動の推進
 - ア 災害ボランティア活動センターの設置運営
 - イ 福祉避難所機能の体制整備
 - ウ 生活支援相談員の配置による被災者支援活動の継続

重点目標 3 相談支援活動の充実

【取り組み】 =共に支える、話し合える環境の輪を広げよう=

- ① 相談機能の充実
 - ア 心配ごと相談所、無料弁護士相談の継続実施
 - イ 各相談員組織など関係機関との連携
 - ウ 生活支援コーディネーター配置のための検証と検討
- ② 利擁護への取り組み
 - ア 日常生活自立支援事業への協力
 - イ 法人後見の積極的实施
 - ウ 障がい者不利益取扱い相談窓口設置運営事業の実施
- ③ 情報提供の充実
 - ア 広報の充実
 - イ ホームページの充実

重点目標 4 在宅生活支援サービスの充実

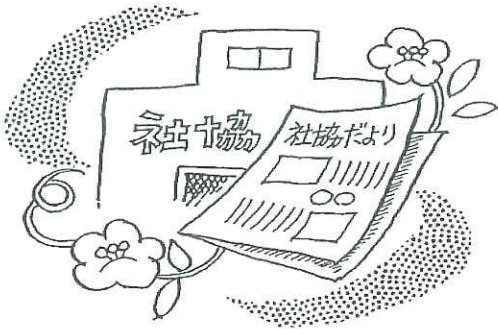
【取り組み】 =住民活動・支援ネットワークの輪を広げよう=

- ① 外出支援・移送サービスの継続
- ② 在宅介護者への支援
 - ア 家族介護教室・家族介護者交流事業の継続
 - イ 在宅介護リフレッシュ事業の継続
- ③ 地域での日常生活支援の充実
 - ア 障がい者交流事業の継続実施
 - イ 日常生活用具貸与事業の継続
 - ウ 除雪ボランティア活動（スノーバスターズ）の継続
 - エ 介護保険事業低所得者利用料軽減助成の継続
 - オ 生きがい活動支援通所（サテライト）事業の継続
 - カ 社会資源の発掘と新しい日常生活支援事業の研究
- ④ 福祉イベントの実施・支援
 - ア 遠野市社会福祉大会の実施
 - イ 福祉バザーの継続
 - ウ 各種福祉イベントへの支援
- ⑤ ユニバーサルデザインのまちづくり事業の実施

重点目標5 組織・推進基盤の確立

【取り組み】 =社協の発展・強化対策=

- ① 職員の資質の向上
 - ア 職員採用計画の作成
 - イ 職員研修の充実及び資格取得への支援
- ② 各委員会の設置によるサービスの質の向上
- ③ 財政基盤の確立
 - 経営改善計画の実践
- ④ 介護保険事業の経営基盤の確立
 - ア 事業内容・組織体制の見直し
 - イ 新規事業の推進・検討
 - ウ 増収対策の検討



第4章 重点目標の事業実施計画

(1) 地域福祉活動の推進

事業名等	事業の課題・方向性	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 社協支部活動の充実						
ア 社協支部における小地域福祉活動の充実	社協支部が進めている「ふれあい・いきいきサロン」等の地域福祉活動のリーダーの育成のため研修・交流会を実施	実施	→			
イ 社協支部への支援強化	支部運営及び事業の推進を図るため、支部交付金や事業補助を継続 支部活動がより活性化するため職員の地区担当制を設け社協本部との連携を図る	継続 担当配置	→			
ウ 地域福祉懇談会の開催	地域福祉活動をより活発にするため、11支部を会場に地域福祉懇談会を2年に1回程度開催	29年度から2年に1回程度	→			
エ 地区センターとの連携	行政の地区拠点である地区センターと連携し、支部事業及び共同募金運動等の推進を図るため会議を定期的に開催	開催	→			
② 地域の見守り・援助体制の強化						
ア ふれあい・いきいきサロン事業への支援	高齢者支援事業として市から一部補助を受け、地域ボランティアの協力により社協と支部社協の連携を図り実施 小地域福祉活動として各地域で開催出来るよう財源を確保し運営資金を支援サロンが抱える課題について把握・検討し、無理なく継続できるような支援	継続	→			
イ 配食サービスの拡充	地域の企業退職者等の団塊の世代をターゲットにし、新たな担い手として配食ボランティアへの参加を働きかけ利用者アンケート等を実施し、サービス内容の向上に努める	募集	→			
ウ 一人暮らし高齢者交流会の推進	社協支部事業である一人暮らし高齢者交流会への参加を推進し、地域ぐるみで一人暮らし高齢者等を支援する意識高揚に努める 一人暮らし高齢者の不参加の課題は、民生児童委員並びに区長等の声掛け等による協力を得ながら対応	継続	→			
エ 災害時要援護者避難支援プランとの連携	遠野市の「災害時要援護者避難支援プラン」による体制づくりは、現在進行形の状態ですので、連携を重点に社協の体制整備を進める 各地に点在する「ふれあいホー	継続 福祉		連携	→	

	ム」は、福祉避難所の指定を受けていることから、在宅の要介護者や障がい者等の避難所への受け入れ支援や関係機関との連絡体制など具体的な内容について連携協議を進める	避難所指定					→
オ 民児協との連携 (活動支援?)	民児協と連携して地域の見守り体制を充実するため民児協定例会へ職員が参加。在宅介護支援センターとともに情報共有し、幅広い年代の「社会的孤立」の防止と早期発見に努める 研修会の企画等行政と連携して民生委員への活動支援を継続	継続					→
カ 緊急安心箱の継続配置	一人暮らし高齢者等が緊急の入院や施設入所をする場合など、万が一の時に備えて、緊急連絡カード（緊急時連絡先、かかりつけ医などの基本情報を記録したもの）を含めた緊急安心箱（クリアボックス）を継続して配置 配置後も民生委員・在宅介護支援センター等の協力を得て効果的な利用が出来るよう周知	継続					→
キ 災害見舞金の支給	住宅火災により住居を失ったり、亡くなられたご遺族に対し、見舞金を支給	継続					→
ク 歳末助け合い共同募金配分金の継続	生活困窮世帯などの一定の要件を満たす世帯に歳末助け合い共同募金から激励金を支給	継続					→
③ 生活困窮者・低所得世帯への自立支援の推進							
ア 生活困窮者の自立支援事業の推進	遠野市より「自立生活相談窓口」の委託を受け2名の相談員を配置 遠野健康福祉の里に窓口を置き、関係機関と連携により、生活困窮者の自立に向け相談支援を実施 自立生活を支援するために、福祉分野のみならず生活を支える多くの分野との連携により必要な資源開発に努める	継続					→
イ 資金貸付相談	生活福祉資金相談員を継続配置し自立生活のための適正な貸付と計画的な返済について相談援助を実施 滞納者への相談支援により問題点を検討しながら償還指導を実施 生活困窮者自立支援相談等との連携により困窮状態からの脱却について支援 たすけあい更生資金の貸付を継続実施し、償還が見込めない貸付については基準に基づき不能欠損処分を進める	継続					→

ウ 現物給付事業の充実	生活困窮者に対して市民から寄せられた食料を現物給付する食料支援を実施 フードバンク岩手との提携により安定した支援体制を図る	継続							
		新規							

(2) ボランティア活動の推進

事業名等	事業概要	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① ボランティア活動センターの機能強化						
ア ボランティア活動センター機能の充実	ボランティア活動に対する市民の興味関心を深めるための拠点としてボランティア・市民交流サロン「ちょボラ」を設置し活動支援や相談の対応が出来る相談員を配置 ボランティア活動の拠点として無料の会議室やパソコンなどの機器を設置 情報誌の配置やパンフレット・ポスターなどの掲示により福祉の情報発信を実施	継続				
イ 地域の福祉課題対応へのボランティア開発	関係機関・団体との協働により地域にある個別ニーズや地域課題をキャッチし、解決のためボランティア開発を推進					

② ボランティア団体の育成支援		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
ア 各種ボランティア講座の実施	地域ニーズ解決のために必要なボランティア養成講座を企画・実施 ボランティアに関する講座の情報等を社協だより、HP等を利用して周知	継続				
イ 遠野市ボランティア連絡協議会の運営支援	ボランティア相互の連携のために、ボランティア交流会や研修会企画、案内等の支援を継続	継続				
ウ 団体への運営支援	ボランティア団体の支援の一環として、遠野市と連携して運営助成を継続 ボランティア連絡協議会と協力しながら、各補助事業の案内を継続	継続				
エ ボランティア活動保険料の一部負担見直し	ボランティア団体の意識向上が図られたため、ボランティア活動保険の保険料補助を段階的に縮小	見直し		終了		

オ 福祉団体等研修活動促進支援事業の継続	市内の福祉団体・ボランティア団体等が行う研修、視察等の活動のためにマイクロバスの貸出しを継続	継続	→				
③福祉教育と地域活動との連携							
ア 小中学校での福祉教育の推進	キャップハンデイ体験等学校での福祉教育を推進 福祉施設や地域活動を連携した体験の場づくり						
イ 24時間テレビ協賛支援の継続	24時間テレビに協賛した街頭募金活動の継続	継続	→				
④ 災害ボランティア活動の推進							
ア 災害ボランティア活動センターの設置運営	東日本大震災の体験と反省から、活動センター運営設置について、次の大規模災害を想定した遠野市の防災訓練を通じて、その機能と連携について研鑽 沿岸被災地への後方支援活動については、遠野市をはじめとした関係団体と継続の可否を含めて検討 災害ボランティアの重要性が高まっており、遠野市の防災計画に沿った災害ボランティア活動センターの設置運営マニュアルの整備及び関係機関との連携システムを構築	検討作成	→				
イ 福祉避難所機能の体制整備	遠野市から福祉避難所の指定を受けた福祉施設について災害発生に備えた発電機等設備の配置など、遠野市と連携して体制整備を推進	整備	→				
ウ 生活支援相談員の配置による被災者支援活動の継続	東日本大震災で被災し市内の仮設住宅、みなし仮設住宅などに避難している被災者世帯の相談支援を行うため、生活支援相談員を継続配置 関係機関との連携により被災者が自立生活が再建出来るよう相談支援を継続	配置	→				

(3) 相談支援活動の充実

事業名等	事業概要	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 相談機能の充実						
ア 心配ごと相談所、無料弁護士相談の継続実施	心配ごと相談所は、社協単独事業として遠野地区は第1・3金曜日、宮守地区は第1水曜日に開設 よろず相談窓口として位置	継続	→			

	<p>付け分野を限定せず相談受付し、必要に応じて関係機関と連携</p> <p>遠野ひまわり基金法律事務所の協力支援を受け、無料弁護士相談を遠野地区は偶数月、宮守地区は奇数月の月1回開設</p>				
イ 各相談員組織など関係機関との連携	<p>地域の身近な相談窓口である民児協との連携を図る</p> <p>地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等と潜在的ニーズの掘り起こしや相互の情報共有を行うなど連携強化を図る</p> <p>弁護士等の専門職種との多職種連携による相談体制の仕組みづくりのための研修会を開催</p> <p>遠野市と連携し総合的に対応できるワンストップ市民総合相談窓口の設置について継続検討</p> <p>社会福祉施設等の運営を共通目的とする市内福祉法人及び行政関係者が交流・情報交換等を通じ、相互の協力・連携体制を密にし、施設運営の充実並びに地域福祉の推進に努めるため、「福祉施設長等懇談会」を定期的で開催</p>	継続			
ウ 生活支援コーディネーター配置のための検証と検討	<p>在宅介護支援センターにおいてCSW機能の実践を行いながら生活支援コーディネーター配置の必要性について遠野市と検証</p> <p>在宅介護支援センターと地域福祉課・ボランティアセンター職員、必要時には介護保険事業所職員等と情報交換、課題共有を図り社協が一体的に地域課題に取り組む体制を構築する</p>	継続			
② 権利擁護への取組み					
ア 日常生活自立支援事業への協力	<p>釜石基幹社協と連携し、認知症高齢者や判断能力に不安のある障がい者の金銭管理等日常生活への援助を継続</p> <p>事業のPRに努めながら関係機関との連携により、潜在的ニーズを発掘し弱者の権利</p>	継続			

	擁護を推進する 対象者増に対応するため生活支援員の世代交代やスキルアップ、支援員の増員を含めて必要な実施体制を整備					
イ 法人後見の積極的実施	低所得者に限らず後見人等の成り手がいない場合、積極的に法人として後見人等を受任するよう体制整備 申立て相談や必要時には市町村長申立て等により速やかに制度利用につなげ、判断能力が不十分な方の権利擁護が出来るよう地域包括支援センターとの連携を強化	継続				→
ウ 障がい者不利益取扱い相談窓口設置運営事業の実施	平成23年に「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」が施行され県内の各市町村社会福祉協議会に相談窓口を設置	継続				→

③ 情報提供の充実						
ア 広報の充実	「とおの社協だより」を年6回発行(奇数月)旬な話題と社協PRに努める	継続				→
イ ホームページの充実	H26年度に全面リニューアルを実施。社会福祉事業の周知、各種助成・補助事業などの新鮮な情報をタイムリーに発信するとともに、計画的に更新	継続				→

(4) 在宅生活支援サービスの充実

事業名等	事業概要	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 外出支援・移送サービスの継続	福祉有償運送事業は、市受託事業(市内利用に限る)と社協単独事業のサービスが混在していますが、障がいを抱える利用者が低料金でサービス利用できることから継続実施。地域ニーズを捉えながらサービス内容の変更や利用料金の見直し等を検討	継続				→
② 在宅介護者への支援						
ア 家族介護教室・家族介護者交流事業の継続	遠野市からの委託を受け、家族介護教室事業、家族介護者交流事業を継続実施	継続				→

<p>イ 在宅介護リフレッシュ事業の継続</p>	<p>在宅での介護が必要な高齢者及び障がい者（児）の介護を行っている介護者の介護疲れのリフレッシュを図ることを目的に、市内の入浴3施設を指定して入浴料助成（年間最大で4回）を継続</p>	<p>継続</p>				
<p>③ 地域での日常生活支援の充実</p>						
<p>ア 障がい者交流事業の継続実施</p>	<p>障がいのある方が楽しく体験・交流できる機会を提供するために旅行や行事を企画実施 市民ボランティアの参加により障がいに対する理解者を増やし、誰もが暮らしやすい地域づくりをめざす 参加者の声を聞きながら、必要とされる内容を盛り込みながら企画実施</p>	<p>企画・継続</p>				
<p>イ 日常生活用具貸与事業の継続</p>	<p>要援護高齢者や身体障がい者、乳幼児を持つ親・親族に対し、日常生活用具（車イス、ベビーシート、チャイルドシート）を貸与 チャイルドシート貸与については現状を分析しながら事業見直しを図る 社協広報やホームページを通じたPR</p>	<p>継続</p>				
<p>ウ 除雪ボランティア活動（スノーバスターズ）の継続</p>	<p>冬期間中の一人暮らし高齢者や障がい等で、本人や家族、近隣による除雪の支援を受けることが困難な方の自宅周辺及び生活路の除雪実施 除雪支援の拡大については遠野市とも調整しながら対応</p>	<p>継続</p>				
<p>エ 介護保険事業低所得者利用料軽減助成の継続</p>	<p>介護保険利用者のうち遠野市が低所得者と認定した方に対し、介護報酬の自己負担金の利用料を10%から5.5%に軽減</p>	<p>継続</p>				
<p>オ 生きがい活動支援通所（サテライト）事業の継続</p>	<p>市からの受託事業として、60歳以上の高齢者で要介護認定非該当及び健康の保持増進のための支援が必要な要支援高齢者を対象に実施</p>	<p>継続</p>				
<p>カ 社会資源の発掘と新しい日常生活支援事業の研究</p>	<p>「足・食・安否」をテーマに実施した地域福祉懇談会において確認された各種課題に対応するため、地域の社会資源の調査・発掘に取り組む</p>	<p>発掘・研究</p>				

	地域ニーズに合わせた新しい日常生活支援事業を研究						
④ 福祉イベントの実施・支援							
ア 遠野市社会福祉大会の実施	市内の社会福祉の発展を期すため、社会福祉関係者が一堂に会して、永年にわたって地域福祉に尽くされた方々などを顕彰し、感謝の意を表すために2年に1回、実行委員会を結成して開催	第6回大会実施					→
イ 福祉バザーの継続	福祉バザーは、福祉団体の活動資金づくりと赤い羽根共同募金運動への募金活動を目的に、遠野地区・宮守地区の2会場で継続実施	継続					→
ウ 各種福祉イベントへの支援	福祉関連のイベント開催について、事業の共催・後援から必要に応じて助成や人的な応援まで様々な対応・支援	継続					→
⑤ ユニバーサルデザインのまちづくり事業の実施	健常者・障がい者の区別なく、住みやすく、暮らしやすいまちづくり（ユニバーサルデザインによるまちづくり）を目指し、遠野市と連携しユニバーサルデザインの理解と知識の普及活動を推進 「ちょボラ」内にある地域活動支援センターの活動や障がい者交流事業等の実施により地域住民の誰もが自然に支えあうことができるよう「心のバリアフリー」を推進	継続					→

(5) 組織・経営基盤の確立

事業名等	事業概要	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 職員の資質の向上						
ア 職員採用計画の作成	新卒者の採用を継続 職員の定年退職等に対応した採用計画を策定し、中・長期的な視野で職員採用を進める	継続				→
イ 職員研修の充実	外部研修に積極的に参加し、制度の把握とより高度な知識と技術の習得に努める 内部の全体研修、各事業所間で行なうケース検討会及びケーススタディ等の事例研修を通じて職員資質の向上を図	継続				→

	<p>る</p> <p>地域全体の介護人材育成のため、遠野市と連携し「介護人材育成等支援事業」に取り組む</p> <p>地域の福祉充実を目指しCSWを育成</p>					
② 各種委員会の設置によるサービスの質の向上	<p>各事業のサービスの質を向上させるため委員会を定期的に開催</p> <p>介護保険事業については岩手県社会福祉協議会が実施している福祉サービスにおける第三者評価事業の活用及び介護サービス情報公表事業の活用により、利用者への介護サービスの質の向上と利用者への情報提供を実施</p>	継続				→
③ 財政基盤の確立	<p>社協会費は1世帯当たり700円を維持</p> <p>社協会費、遠野市からの補助金、赤い羽根共同募金配分金、福祉基金等の財源を有効に活用</p> <p>介護保険事業を行う拠点については独立採算の原則黒字化を目指す</p> <p>受託事業については採算性を考えながら事業を実施</p>	継続				→
④ 介護保険事業の経営基盤の確立						
ア 事業内容・組織体制の見直し	<p>介護保険制度の3年を1期とする見直しに併せて、その問題点を整理・解析するとともに、28年度に組織体制の見直しを行うための職員による検討委員会を設置</p>	設置				→
イ 新規事業の推進・検討	<p>介護保険制度改正に伴い創設される新しい総合事業や介護保険外サービスの新規事業を検討</p>	検討		総合事業実施		→
ウ 増収対策の検討	<p>介護保険サービスの地域加算や特定事業所加算の事業算入については、制度改正の内容を勘案しながら検討</p>	検討				→

第5章 計画の推進・進行管理、評価について

(1) 計画の推進

この計画は、地域における福祉活動推進基盤の確立を図ることを最重要の課題と位置づけ、隔年毎に地域福祉懇談会の開催、社協だより及びホームページへの掲載、社協支部長会議などを実施し、住民の計画に対する理解と関心を高めるための取り組みを積極的に展開します。

また、地域性に応じた住民主体による多様な取り組みをするため、その基盤となる支部社協と協働し、地域の支えあい活動を推進する独自の推進組織設置の推進を取り組みます。更に、現況その基盤となる組織がある地域についてはその活動の発展強化に取り組みます。

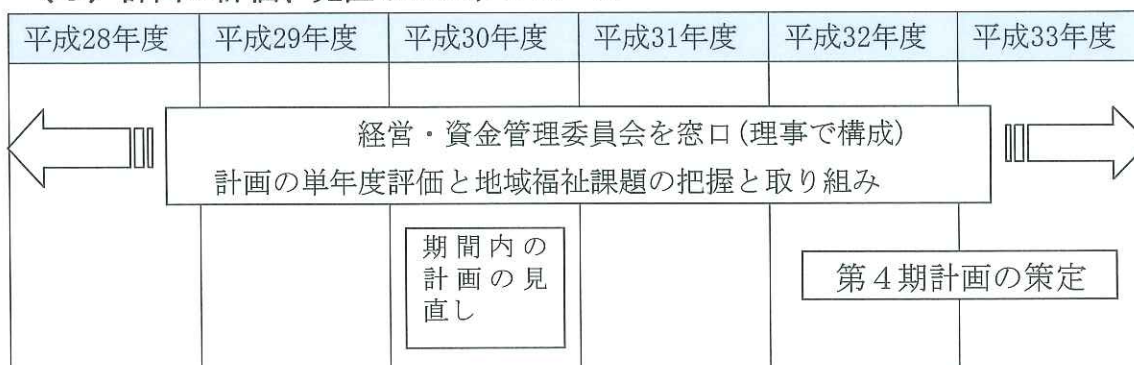
(2) 計画の進行管理と評価、見直し

この計画の進行管理については、社会福祉法に規定された地域福祉の推進主体として、遠野市社会福祉協議会がその役割を担います。

計画の評価や見直しにあたっては、「経営・資金管理委員会」の中で、毎年3回程度委員会を開催し、委員会は単年度ごとに計画の進捗状況の評価、3年目には期間内の計画見直しを行います。計画5年目には、第3期計画での取り組みを踏まえて、遠野市地域福祉計画と連携し第4期地域福祉活動計画の策定にむけた取り組みを行います。

また、委員会では本計画を着実に実行していくために、継続的に地域の福祉課題の把握と共有化を図るとともに、課題の解決に向けた取り組みの検討を併せて進めます。

(3) 計画の評価、見直しのスケジュール



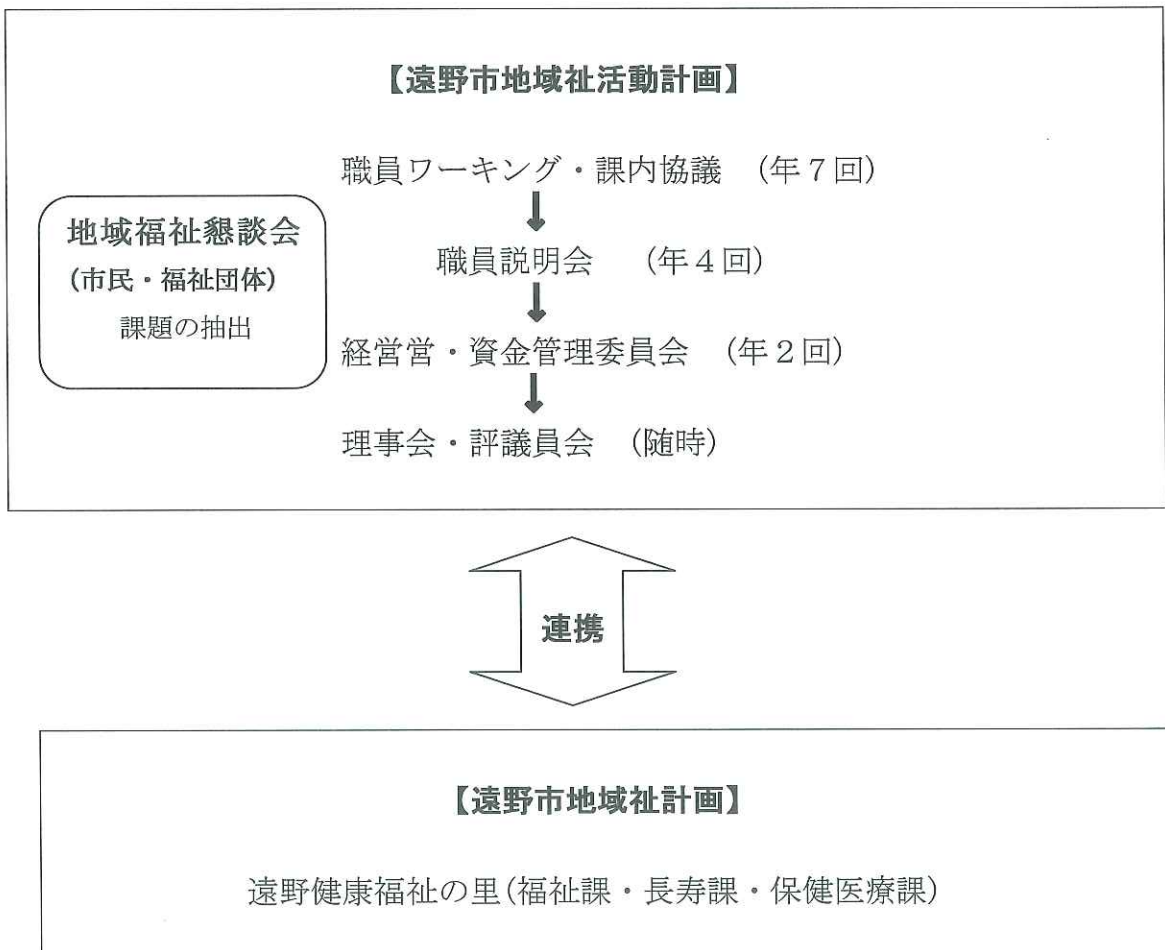
◆資料編◆

1 計画策定の経過

(1) 策定期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日

(2) 計画策定の体制

平成27年に策定した経営改善計画に併せ平成27年4月から職員ワーキングによる課題の抽出及び方向性の検討を重ね、遠野市との地域福祉懇談会の開催による市民、福祉団体からの意見・要望を確認し、理事で構成する「経営・資金管理委員会」において検討しました。また、遠野市との地域福祉計画との連携を図るため毎月の社協と健康福祉の里との定例連携会議で相互の計画の方向性を確認して進めました。



2 職員ワーキングにおける地域福祉の課題

平成27年の経営改善計画策定の際に抽出した法人運営、地域福祉事業等に関連した課題を28年度に設置する「経営改善推進委員会」と一体的に検討を進めます。

事業区分	法人運営・地域福祉事業・在宅サービス
	○さらに信頼される社協を目指し、社協の役割、使命を再認識した理念を全職員が共有すべき。
	○行政からの委託補助事業について、委託費の見直しを含め従来どおりの考え方を改める時期となっている。
	○法人運営事業に対する運営補助金（人件費等）について社協として地域福祉の重要性や組織運営の意義について行政に明確な予算要望ができるよう社協の在り方、財源の持ち方について明確にする必要がある。
	○財源確保のための収入対策を検討する必要はないか。
	○福祉基金の効率的運用方法の検討が必要となっている。
	○会計の事務の効率化を検討する必要があるのではないか。
	○地域福祉活動計画における事務事業の進行管理及び目標達成について実施されているか検証する。
	○社協だよりやホームページ等による財務諸表や事業内容など定期的に更新されているか。
	○社協のPRをどのように強化するか。
	○職員の資質向上をどうするか。
	○リーダー格となる人材の育成強化
	○各職員の人事評価を生かした人事
	○有資格者の採用・育成が計画どおり実施されているか。
	○職員のメンタルヘルス対策等は万全か。相談体制は充実されているか。
	○被服貸与について検討が必要ではないか。
	○CSWの実践を遠野市全体で取り組むための検討会を立ち上げる必要があるのではないか。各地域の課題は何かを社協として把握しているか。
	○生活困窮者自立支援事業の受託に向けた人材確保並びに生活福祉資金、心配ごと相談等との既存事業との連携を構築する必要がある。
	○ちょボラ施設が手狭となりを将来的に移転する必要はないか。
	○「足・食・安否」の弱者支援対策の具体的取組みが進んでいるか。
	○経営面では、稼働率を上げ、経費の節約についても真剣に考えなければならない状況にある。
	○損益分岐点にあわせた適切な人員配置計画が必要となっている。
	○法改正を見込んだ定員の見直し、将来的に事業所統廃合の必要性を検討。
	○たすけあい更生資金の不納欠損処理を状況により毎年実施するか。
	○収益性の低い事業所を将来的にどうするか。
	○冬期間、ショート等施設を利用する方が増え訪問介護を利用する方が減少傾向にある。
	○介護に困ると在宅サービスを利用せず即施設利用という考え方が強くなっているのではないか。
	○重度の利用者（介護度の重度化と認知症）増え、職員の手のかかり度合いが増している。
	○施設の老朽化が課題となっているが、改修のための財源を今の経営状況から生み出せるのか。行政負担との協定の見直し
	○サービス利用者懇談会の意見・要望を検討し運営に反映されているか。
	○生活支援相談員（サポセン）、ちょボラ・地活カムカムといった、出先機関と、本部（地域福祉課）との一体感ある運営（バックアップ体制？）の確立
	○市民活動団体やボランティアと、生活に課題を抱える市民（障がい者、単身高齢者、母子家庭、父子家庭など）への支援は社協の強みを活かせる業務だと思う。
	○市民の声を拾い上げ、地域の問題をあぶり出し、遠野市でやるべきこと、市民活動としてやれることを整理し、社協は後者を選択する。（横浜市市民活動支援センターHP参照）
	○ちょボラ内のレイアウトや活用できるスペースの工夫をする。

<p>人員の見直し（増やす）か、ちょボラの役割について整理することが必要。</p>
<p>ボランティアニーズのキャッチ方法について検討が必要。</p>
<p>ちょボラ環境について見直す必要がある（事務作業が進まない・相談室や休憩室が無い、会議室の水漏れや厨房機器の老朽化など）</p>
<p>○職員体制あるいは、ちょボラ機能の見直しが必要。（地域活動支援センター・喫茶・ボラ活動センター・市民交流サロンと多機能が求められるが、十分に対応できる人員体制に無い。人員を増やすか、ボラセンなどを事務局と一体化させるなど地域福祉全体を見据えた上での改革が必要）</p>
<p>○現在障がい者福祉は市内の 2 法人がほぼ独占しており、障害者にとっての選択肢が少ないことが課題。社協はこれからの障がい者ニーズに合わせて、介護保険事業から障がい者福祉部門へとシフトしていったらどうか？（新たな事業展開としての可能性）</p>
<p>○社協地域福祉課事業全体を見直し、スリム化すると共に、社協として何に力を入れていくべきかを再考する必要があるのでは。（本来の地域福祉についてもっと勉強が必要）</p>
<p>○現場職員の気づきや意見が反映されるような組織作りが必要。良いアイデアや意見が上まで届く組織では無くなっていることが一番の問題。このようなワークショップが突然形式的に持ち上がるのではなく、日常的にいろいろな意見が自由に語れる組織作りこそ重要。柔軟な組織であるべき。</p>
<p>○数字だけ見て事業所を廃止するのはいかなるものか？社協として必要な事業（地域に必要とされている）であれば、社協の使命として継続すべきものもあるはず？収入は地域住民に信頼されることでついて来ると思うし、必要な福祉はきちんと説明して市からお金を引っ張る工夫が重要。（社協として理念を持ってしっかり舵取りすべき）</p>
<p>○社協全体として、職員のストレンクス（強みや良いところ）を評価していくような雰囲気作りが大切。お互いにほめ、感謝し、良い所を認め合うような雰囲気にする事で、利用者や障がい者枠で雇用されている人たちにとっても良い効果があるし、組織としても成長すると思う。</p>
<p>○社会福祉協議会の福祉に対するのネームバリューはまだ存在しているが、関係機関や現在困っている人のみが社協の役割を理解しているように感じる。社協の福祉サービスを必要としていない若い世代等は「社協って何することところ？」が大半であり、社協会費をいただいている以上、今困っていない世代に対しても社協をアピールする必要があるのではなか。</p>
<p>○団体への補助金と助成金の見直し。毎年ある特定の団体だけではなく、広く有効的に活用してもらうために審査が必要である。不用額が多額にある団体は特に指導が必要である。ボランティア団体の中には会員からの会費のみで運営し、活動内容に制限があるところを調査する必要がある。社協にとっても財源に限られるので、もっともっと助成金情報を収集し紹介や手続きの支援が必要になってくる。また、今後企業ボランティアの育成が必要ではないか。</p>
<p>○既存の事業の見直し。（廃止を含め）</p>
<p>○職員個人だけでなく所属の課及び法人としての新規事業へ向けての調査研究。</p>
<p>○現在の事業は高齢者を対象にした事業が多く、障害児者や子ども、子育て世代にも必要な事業もあるのではないか。</p>
<p>○資格の取得については、職員個人に選択させるのではなく、業務に必要であれば業務命令で取得に向け働きかける人材育成が必要ではないか。</p>
<p>○正職員、準職員、非常勤職員、嘱託職員、臨時職員の業務の内容を区別する必要がある。準職員であっても正職員と変わらない業務をするのであれば、正職員に登用する必要がある。</p>
<p>○寄付金の使われ方について、例年であれば基金に積み立てする流れであるが、寄附者にとっては寄附した額がどのように活用されるか知っておきたいと思われる。そのため、寄附全てを積み立てるのではなく必要と思われるものは年度内であってもその寄付金を活用し、寄附者に対しては活用内容を報告し、次に繋がる寄附に取り組むべきではないか。</p>
<p>○会計については、福祉関係の強い専門的などところに委託してもよいと考える。また、拠点会計としての処理が必要であればそれぞれの拠点に事務員を配置し、事務局会計との連携も強化する必要がある。事務員を配置することにより、人件費が増額になるが今まで所長や主任が時間を割いていた業務時間が本来の業務に重心を置くメリットはあると思う。各事業の会計を携わる担当職員の役割として担当者と決裁者を明確にし、予算執行状況を把握する必要がある。</p>

○【共募】県共募からの助成金（社協に対する）の振り分けを前年度7月の段階で県共募に出さなければならぬ（後で変更可）が次年度の見通しがわからない。予算等について話し合いが特にないため、担当者として助成金の振り分けが難しい。
○【社協だより】担当者がほぼ1人で作成しているため、記事に変化がなくマンネリしている。合同発行が無くなり、ある程度自由な時期に発行できるようになったので、発行月・頻度等について確認が必要
【権利擁護】日常生活自立支援事業では、金銭の管理だけでなく介護保険サービスについて契約代行や、意見を述べるができることになっているが、実施に至っていない。釜石社協が窓口の事業であり、遠野社協の立ち位置が明確でない。
○【スノーバスターズ】将来的には、地域に帰していく方向で事業を進めていく必要がある。ボランティア団体の発掘
○【福祉大会】開催方法の見直し（規模、開催時期、会場）事務局体の見直しが必要（役割分担の明確化）
○【福祉教育】担当職員の設定（指導者の研修強化）が必要
○【バス貸し出し】バス貸し出しは市からの補助金に対して社協持ち出しが多すぎる
○利用団体設定について明確な基準が必要（利用団体、回数）
○生活福祉資金・たすけあい資金の貸付が年度末に集中するため、貸付担当だけでなく、地域福祉課の職員全員で対応できる体制にするべきである。（償還も同様）
○地域福祉課・在宅福祉課の会計や事務など混在しているが、給与・会計・人事の担当課を整理する。
○心配ごと相談・貸付相談は、一人に対応しているの、その相談員の判断で完結してしまうことが有るが、共有できる相談事は、ケース検討会を開催して職員の意見等を参考にしたい。
○時給も年齢別で10段階あるが全員同額または、60才以下・60才以上で時給を分ける。
○市内の他施設では社員制度、昇給・賞与等充実させてきており、人材が流れているように思う。
○実例として社協のヘルパーは1件の訪問先に対し毎日の様に人が入れかわる。高齢者にとって人の顔、名前を覚えるのに大変。
○（しばらくの間は毎日違う人に同じ事を聞かれるので要介護者、家族共に疲れてしまい、特にその家庭では家族がヘルパーに接する事を拒否してしまった）自分も経験があるが毎日のように人が違うと安心できなかった。
○他施設を利用したら担当が2~3人体制でいつも同じ顔なので親しみが湧いて接しやすくなったとの声を聞いた。
○自立再建する人が多くなり、生活支援相談員の業務に余裕が出来ているが、その時間が有効に使われていない。
○被災者の自立に向けた住民主体形成
○地域社会のつながりが希薄化し、地域に対する関心が低下。利用者の発掘。医者との把握。
○課長不在時や、仕事の質、規律性、責任感を考えると、生活支援相談員にまとめ役を配置したほうが良い。
○サポートセンターに通知が届く研修案内は、復興支援における研修、意見交換等が多いが、現職員は福祉の仕事の実務経験が少ないので、福祉の仕事に携わる上での知識や、相談援助技術等、基礎の基礎を学ぶ研修の方がより必要である。
○今後国の方針で在宅介護に力を入れるが、人材の育成（訪問介護）と確保が重要となり、今から若い世代を育成する事と、後期高齢者が増えることにより経費老人ホームや入所型の施設が必要になってくると思われる。上郷以外にも入所型が必要ではないかと考える。
○支援対象者を見直し、独居の高齢者の見守り、傾聴支援、生活困窮者相談やフードバンクなど生活支援相談員が地域福祉の問題にも関わっていけるようにする。
○地区センター等を利用した有料サロンの開催など地域とつながった支援を考える。
○将来は民生委員の成り手の不足が予測されるため、民生委員に近いような役割を業務とし、有償の民生委員制度を試行してみる。
○住民同士での支え合いの構築に向け、住民参加の場づくりや交流会、サロンなど周知についてこまめに徹底する。

○支援を求める事ができない人の発見する上で、地域住民との交流の場へ積極的に参加し、協働し合える環境を整える。
○サポートセンターの存在をどのようにして転居者へ伝えるか。
○自立の家で、必要性の線引きをどう決めるかの判断基準。今後の伝達の仕方を決められない。
○生活支援相談員配置終了後の引き継ぎ、サポートセンターのあり方についても関係機関と協議し、配置終了後、避難者を手放しにしない取り組みを考えていく。
○総務課の設置により会計・給与・人事等は確立できるが、人件費増の課題がある。

 ふれあいネットワーク